

改正案	現行
<p>（触法少年及びぐ犯少年）</p> <p>第二百十五條 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合においては、少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二号）第三章の定めるところによる。</p> <p>一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつた場合</p> <p>二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、この者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年である場合</p> <p>第二百十六條及び第二百十七條 削除</p>	<p>（触法少年）</p> <p>第二百十五條 被疑者が十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年であることが明らかとなつた場合においては、当該少年について適切な補導の措置がとられるようにしなければならない。この場合において、その者に保護者がなく、又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、児童通告書（別記様式第二十三号）により、児童相談所又は福祉事務所に通告しなければならない。</p> <p>（ぐ犯少年）</p> <p>第二百十六條 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合において、この者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年であるときは、次の各号の手續による処理をとるものとする。</p> <p>一 処理する時において、当該少年が十四歳以上であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適當と認められるときは、第二百十條（少年事件の送致及び送付先）第一項の規定による家庭裁判所への送致の場合に準じて送致すること。</p> <p>二 処理する時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつ</p>

て、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置にゆだねるのが適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所又は福祉事務所に通告すること。

三 処理する時において、当該少年が十四歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所又は福祉事務所に通告すること。

（通告の指揮）

第二百十七条 少年事件について、通告の手續をとるに当たつては、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて、行わなければならない。

（少年の交通法令違反事件の送致）

第二百二十一条 少年の交通法令違反事件の送致は、交通法令違反少年事件送致書（家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第二十四号。ただし、管轄地方検察庁の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長が管轄家庭裁判所と協議してその特例に準じて別段の様式を定めたときは、その様式）によることができる。

この場合においては、身上調査表を添付することを要しない。ただし、犯罪事実、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状及び環

（削る）

（少年の交通法令違反事件の送致）

第二百二十一条 少年の交通法令違反事件の送致は、交通法令違反少年事件送致書（家庭裁判所へ送致するものについては、別記様式第二十三号。ただし、管轄地方検察庁の検事正が少年の交通法令違反事件の捜査書類の様式について特例を定めた場合において、当該都道府県警察の警察本部長が管轄家庭裁判所と協議してその特例に準じて別段の様式を定めたときは、その様式）によることができる。

この場合においては、身上調査表を添付することを要しない。ただし、犯罪事実、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状及び環

境、家庭の状況等から、特に刑罰又は保護処分を必要とすると認められるときは、この限りでない。

(視察簿)

第二百五十六條 第二百五十二條(保釈者等の視察)に規定する視察を行つたときは、視察簿(別記様式第二十四号)により、これを明らかにしておかなければならない。

(捜査事故簿)

第二百七十四條 逮捕状その他法令による強制処分に関する事故その他捜査に関する紛議等があつたときは、捜査事故簿(別記様式第二十五号)によりその経緯及び措置等を明らかにしておかなければならない。

境、家庭の状況等から、特に刑罰又は保護処分を必要とすると認められるときは、この限りでない。

(視察簿)

第二百五十六條 第二百五十三條(保釈者等の視察)に規定する視察を行つたときは、視察簿(別記様式第二十五号)により、これを明らかにしておかなければならない。

(捜査事故簿)

第二百七十四條 逮捕状その他法令による強制処分に関する事故その他捜査に関する紛議等があつたときは、捜査事故簿(別記様式第二十六号)によりその経緯及び措置等を明らかにしておかなければならない。





別記様式第二十三号（別冊様式別紙第二号）

**交通法令違反少年事件送致書**  
年 月 日

家庭裁判所 庭 警察署  
司法警察員 警察官 印

下記交通法令違反少年事件を送致する。

姓 名			
性 別	男・女	生年月日	年 月 日（歳）
姓 名			
職 業	学校 学年在学		
住 居			
住 居			
住 居			
氏 名	年 齢	歳	
職 業	少年上 の 住 居		
住 居			
裁判に付すべき事実関係の記載及び証拠関係			
関連する事件につき、他の警察署又は警察官に付すべき少年事件及び送致の年、送致又は未送致の有無			
裁判に付すべき事実関係の記載及び証拠に関する意見			
裁判官の署名及び （職印）			

注 1 少年の姓名は、少年の「氏名」を記載すること。  
 2 少年の性別は、送致の事由に基づき記載すること。少年の性別がこの送致書によって事件を送致する  
 3 少年の年齢は、送致の事由によるものと異し、本人の申告の年行を差し、（例）送致年齢4歳）

別記様式第二十四号（別冊様式別紙第二号）

**交通法令違反少年事件送致書**  
年 月 日

家庭裁判所 庭 警察署  
司法警察官 警察官 印

下記交通法令違反少年事件を送致する。

姓 名			
性 別	男・女	生年月日	年 月 日（歳）
姓 名			
職 業	学校 学年在学		
住 居			
住 居			
住 居			
氏 名	年 齢	歳	
職 業	少年上 の 住 居		
住 居			
裁判に付すべき事実関係の記載及び証拠関係			
関連する事件につき、他の警察署又は警察官に付すべき少年事件及び送致の年、送致又は未送致の有無			
裁判に付すべき事実関係の記載及び証拠に関する意見			
裁判官の署名及び （職印）			

注 1 少年の姓名は、少年の「氏名」を記載すること。  
 2 少年の性別は、送致の事由に基づき記載すること。少年の性別がこの送致書によって事件を送致する  
 3 少年の年齢は、送致の事由によるものと異し、本人の申告の年行を差し、（例）送致年齢4歳）

別記様式第14号 (中身2)

視察機			
月日	視察者	記 事	決 定 額

注意 必要のない事項は空白に。  
(関係 国公立機関等4.4)

別記様式第14号 (関係機関関係用紙)

視 察 簿	
本 籍 (属国)	
住 居	
職 業	
氏 名	
生年月日	
所属及び 所属機関等	年 月 日生 ( 歳)
出席した 研修所又は 留置施設	
視察機由 及び通知を 受けた日	保 釈 留置執行停止 年 月 日
出席所が 行した条件	
備 考	

(関係 国公立機関等4.4)

別記様式第14号 (中身2)

視 察 機			
月日	視察者	記 事	決 定 額

注意 必要のない事項は空白に。  
(関係 国公立機関等4.4)

別記様式第14号 (関係機関関係用紙)

視 察 簿	
本 籍 (属国)	
住 居	
職 業	
氏 名	
生年月日	
所属及び 所属機関等	年 月 日生 ( 歳)
出席した 研修所又は 留置施設	
視察機由 及び通知を 受けた日	保 釈 留置執行停止 年 月 日
出席所が 行した条件	
備 考	

(関係 国公立機関等4.4)

別記様式第25号 (1962)

事業者は 初発者の関係と なっている点			
上記の點に ついての真相等			
処理結果			
検査 官 氏 名	警 察 庁 警 犯 管 理 局 本 部	月 日 時 分	

(関係 労務工程係(4.4))

別記様式第25号 (労務工程係(4.4))  
捜査事故簿 (1961)

事業者は 初発者の姓名		
関係労働者	警 察 官	
昭和年月日	年 月 日	
事故の簡略		
事業者は 初発者の職業		
警察としての 処 置 及 び 今後の取極し		
警察として	月 日	時 分
届 出 状 況		
備 考		

(関係 労務工程係(4.4))

別記様式第26号 (1962)

事業者は 初発者の関係と なっている点			
上記の點に ついての真相等			
処理結果			
検査 官 氏 名	警 察 庁 警 犯 管 理 局 本 部	月 日 時 分	

(関係 労務工程係(4.4))

別記様式第26号 (労務工程係(4.4))  
捜査事故簿 (1961)

事業者は 初発者の姓名		
関係労働者	警 察 官	
昭和年月日	年 月 日	
事故の簡略		
事業者は 初発者の職業		
警察としての 処 置 及 び 今後の取極し		
警察として	月 日	時 分
届 出 状 況		
備 考		

(関係 労務工程係(4.4))